



埼玉県報

第 2738 号
平成 27 年(2015 年)
10 月 9 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター本庄事務所）
- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく優良な図書の特選（青少年課）
- 大気汚染常時監視システム機器等賃貸借の落札者等の公示（大気環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 総合リハビリテーションセンター使用料、手数料及び物品売払代金の収納事務委託に関する告示（総合リハビリテーションセンター）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 笠原土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 県営土地改良事業末田用水地区（地盤沈下対策事業）の工事完了（春日部農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 所沢都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画所沢駅西口北街区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 男性警察官用短靴の製造請負に係る落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用冬服上衣の製造請負に係る落札者等の公示（会計課）
- 県道三芳富士見線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道日高川島線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道日高川島線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県立病院の灯油（平成 27 年度 10・11 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理

課)

- 小児医療センター新病院ネットワークシステムの調達に係る落札者等の公示(経営管理課)
- 小児医療センター新病院患者自動呼出受信機整備業務の調達に係る落札者等の公示(経営管理課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 監査結果の公表(監査第二課)
- 措置通知の公表(監査第二課)
- 財政的援助団等監査結果に対する措置状況の公表(監査第一課)

雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示(病虫害防除所)
- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示(病虫害防除所)
- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示(病虫害防除所)

告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Future
- 三 代表者の氏名
増田 光二
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市大字増形二百三十四番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県西部地区の子ども達に対し、サッカーを通じて健やかな心の形成、基礎体力・技術の向上、将来的に世界で活躍出来る選手の育成を目指し、夢を実現するために必要な環境の整備や、活動の場を提供することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人後見センターこだま

三 代表者の氏名

神岡 豊子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市銀座三丁目五番十七号ポレスターステーションシティ本庄五百一

五 定款に記載された目的

この法人は、後見制度の啓発やその制度に関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百三十号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

推奨番号	対象	書名	著者名等	発行所
一四六九	小学校・高学年	六千人の命を救え！ 外交官・杉原千畝	白石仁章／著	PHP研究所
一四六八	小学校・高学年	月へ行きたい	松岡徹／文・絵	福音館書店
一四六七	小学校・高学年	一年後のおくりもの	サラ・リーン／作 宮坂宏美／訳 片山若子／絵	あかね書房
一四六六	小学校・高学年	ゾウがとおる村	ニコラ・デイビス／文 もりうちすみこ／訳	さ・え・ら書房
一四六五	小学校・高学年	コスモスの謎 色も香りもチヨヨそっくり！？チヨコレートコスモス大研究	奥隆善／著	誠文堂新光社
一四六四	小学校・中学年	ふしぎなともたち	たしまゆきひこ／著	くもん出版
一四六三	小学校・中学年	読書マラソン、チャンピオンはだれ？	クラウディア・ミルズ／作 若林千鶴／訳 堀川理万子／絵	文溪堂
一四六二	小学校・中学年	ヒワとゾウガメ	安東みきえ／さく ミロコマチコ／え	佼成出版社
一四六一	小学校・中学年	先生、しゅくだいわすれました	山本悦子／作 佐藤真紀子／絵	童心社
一四六〇	小学校・中学年	超救助犬リープ	石黒久人／文 あもくれたか／絵	学芸みらい社
一四五九	小学校・低学年	バルト 氷の海を生きぬいた犬	モニカ・カルネシ／作・絵 中井 貴恵／訳	徳間書店
一四五八	小学校・低学年	こころとしんぞう	中川ひろたか／文 村上康成／絵	保育社
一四五七	小学校・低学年	りゆうがあります	ヨシタケシンスケ／著	PHP研究所
一四五六	小学校・低学年	ゆかいなことは ったえあいましようがっこう 赤のはんたいは？	宮下すずか／作 市居みか／絵	くもん出版
一四五五	小学校・低学年	ダンゴムシだんごろう	みおちづる／作 山村浩二／絵	鈴木出版
一四五四	乳幼児	どんぐり	エドワード・ギブス／作 谷川俊太郎／訳	光村教育図書
一四五三	乳幼児	はじめは タマゴ	ローラ・ヴァツカロ・シーガー／さく ひさやまたいち／やく	評論社
一四五二	乳幼児	ぼんちんぼん (0.1.2.えほん)	柿木原政広／作	福音館書店
一四五〇	乳幼児	いえでをしたくなつたので	リーゼル・モークス・コーペン／文 ロトリス・バーン／絵 松井るり子／訳	ほるぷ出版
一四五一	乳幼児	ねこくんいちばで ケーキをかっつた ロシアのわらべうた	ユーリー・ワスネツォフ／絵 たなかともしこ／編訳	岩波書店

一四七九	高校・青年	跳びはねる思考 会話のできない自閉症の僕が考えていること	東田直樹／著	イースト・プレス
一四七八	高校・青年	明日の子供たち	有川浩／著	幻冬舎
一四七七	高校・青年	「自分」の壁	養老孟司／著	新潮社
一四七六	高校・青年	本屋さんのダイアナ	柚木麻子／著	新潮社
一四七五	高校・青年	紙つなげ！彼らが本の紙を造っている	佐々涼子／著	早川書房
一四七四	中学生	あまねく神竜住まう国	荻原規子／作	徳間書店
一四七三	中学生	夢をあきらめない	田島隆宏／著	佼成出版社
一四七二	中学生	じぶんリセット つまらない大人にならないために	小山薫堂／著	河出書房新社
一四七一	中学生	一人っ子同盟	重松清／著	新潮社
一四七〇	中学生	風味さんじゅうまる	まはら三桃／著	講談社

告 示

埼玉県告示第千百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

大気汚染常時監視システム機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県環境部大気環境課企画・監視担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目
15 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成27年 8 月 17 日

4 落札者の氏名及び住所

東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3 丁目 19 番 2 号

5 落札金額

181,440,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年 7 月 3 日

告示

埼玉県告示第千百三十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県三郷市番匠免三丁目三十七番の一部、三十八番の一部、三十九番の一部、四十番の一部、四十一番の一部、四十一番二の一部、四十二番の一部、四十三番一の一部、四十三番二の一部、四十三番三の一部、百三十九番一の一部、百三十九番二の一部、百四十番の一部、百四十一番の一部、百四十二番の一部、百四十三番の一部、百四十四番の一部、百四十五番一の一部、百四十五番二の一部、百四十五番三の一部、百四十六番の一部、百四十七番の一部、百四十八番の一部、百四十九番の一部、百五十番一の一部、百五十番二の一部、百五十二番の一部、百五十三番の一部、百五十四番の一部、百五十五番の一部、百五十六番の一部、百五十七番の一部、百五十八番の一部、百五十九番の一部、百六十番の一部、百六十一番の一部、百六十二番の一部、百六十三番の一部、二百二十五番の一部、二百二十六番の一部、二百二十七番の一部、二百二十八番の一部、二百二十九番の一部、二百三十番一の一部、二百三十番二の一部、二百三十一番の一部、二百三十二番の一部、二百三十三番の一部、二百三十四番一の一部、二百三十四番二の一部、二百三十五番一、二百三十五番二の一部、二百三十六番の一部、二百三十七番の一部、二百三十八番の一部、二百三十九番の一部、二百四十番一の一部、二百四十番二の一部、二百四十番三の一部、二百四十番四の一部、二百四十一番の一部、二百四十二番一の一部、二百四十二番二の一部、二百四十三番の一部、二百九十一番の一部、二百九十二番の一部、二百九十三番の一部、二百九十四番の一部、二百九十五番の一部、二百九十六番の一部、二百九十七番の一部、二百九十八番の一部、二百九十九番の一部、三百番の一部、三百一番、三百二番の一部、三百三番の一部、四百十九番の一部、四百二十番の一部、四百四十七番の一部、四百四十八番の一部、四百五十三番の一部、四百五十四番の一部、四百七十三番、四百七十四番の一部、四百七十五番の一部、四百七十九番の一部）

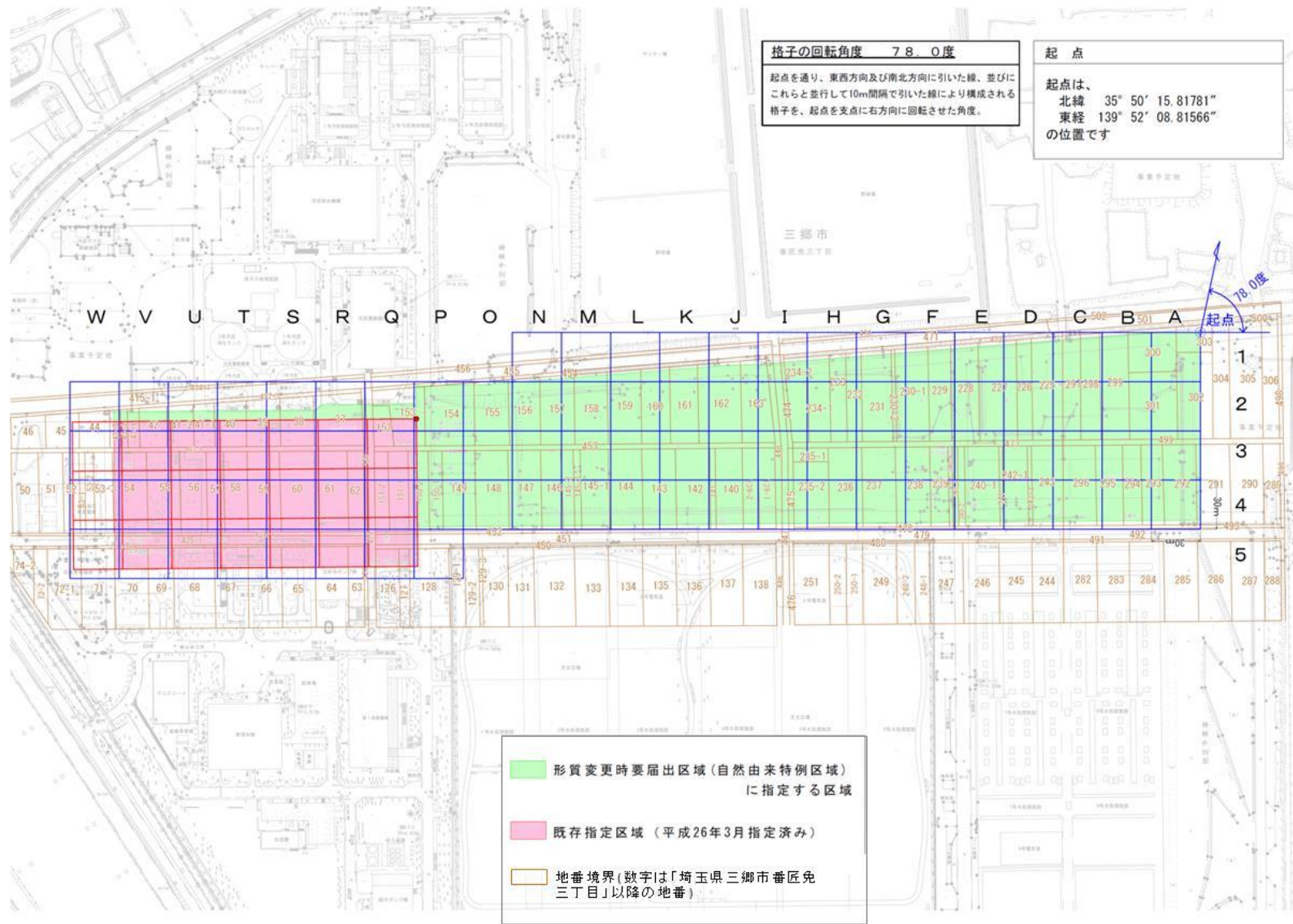
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項

の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

別図のとおり（一の区域と同じ）



告示

埼玉県告示第千百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料、手数料及び物品売払代金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県総合リハビリテーションセンター	東京都港区港南一丁目七番十八号 株式会社 ソラスト 代表取締役 荒井純一	平成二十七年 十月一日から 平成三十年十 月一日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ吹上店

埼玉県鴻巣市袋九十番地の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社インボイスコンサルティング 代表取締役 成願隆史

住友不動産株式会社 代表取締役社長 小野寺研一

（変更後）株式会社インボイスコンサルティング 代表取締役 成願隆史

住友不動産株式会社 代表取締役社長 仁島浩順

ハ 変更年月日

平成二十五年六月二十七日

ニ 届出年月日

平成二十七年九月十七日

二 縦覧期間

平成二十七年十月九日から平成二十八年二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十月九日から平成二十八年二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社住友倉庫（仮称）戸田駅前商業施設

埼玉県戸田市大字新曾七百四十一外（新曾第一土地区画整理事業地内百二十四街区）

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

- (1) 戸田市が平成二十三年四月策定した「戸田市中企業振興条例」並びに埼玉県が平成十九年十月に策定した「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づき、地域商業活性化の中心的担い手である戸田市商工会・出店地域商店会及び戸田市商店会連合会に加入し、地域の祭りや各種行事などへの参加・協力等、地域事業者と共に適正な商業環境と住みよいまちづくりの実現にご協力いただきたい。
- (2) 届出変更及び退店となった場合等については、早期に情報提供をお願いしたい。

二 縦覧期間

平成二十七年十月九日から平成二十七年十一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イエローハット美女木店

埼玉県戸田市美女木千三百二十三―六外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

- (1) 戸田市が平成二十三年四月策定した「戸田市中小企業振興条例」並びに埼玉県が平成十九年十月に策定した「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づき、地域商業活性化の中心的担い手である戸田市商工会・出店地域商店会及び戸田市商店会連合会に加入し、地域の祭りや各種行事などへの参加・協力等、地域事業者と共に適正な商業環境と住みよいまちづくりの実現にご協力いただきたい。
- (2) 届出変更及び退店となった場合等については、早期に情報提供をお願いしたい。

二 縦覧期間

平成二十七年十月九日から平成二十七年十一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
笠原土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届
出があった。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

監事 大 野 勇 埼玉県鴻巣市郷地八百三十八番地

告 示

埼玉県告示第千百三十八号

県営土地改良事業末田用水地区（地盤沈下対策事業）の工事を平成二十一年二月二十日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百三十九号

測量計画機関である熊谷県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

熊谷県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

熊谷市、深谷市、大里郡寄居町

四 作業期間

平成二十七年九月二十四日から平成二十八年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千百四十号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業地域

熊谷市、行田市、羽生市、加須市、久喜市周辺

四 作業期間

平成二十七年九月三日から平成二十八年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市
東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市
越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市
久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市
鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町
越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町
美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

四 作業期間

平成二十七年八月二十一日から平成二十八年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

測量計画機関である東松山県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

比企郡吉見町久保田地内外

四 作業期間

平成二十七年七月十六日から平成二十八年一月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十三号

測量計画機関である東松山県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

東松山市大字宮鼻地内外

四 作業期間

平成二十七年九月四日から平成二十八年一月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十四号

所沢市から所沢都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百四十五号

所沢市から所沢都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百四十六号

所沢市から所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百四十七号

所沢市から所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百四十八号

所沢市から所沢都市計画所沢駅西口北街区第一種市街地再開発事業の決定に係る
図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条
第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦
覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用短靴 6,973足
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
セントラル工商株式会社 東京都世田谷区三宿2丁目14番11号
- 5 落札金額
46,540,591円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年6月30日

告 示

埼玉県告示第千百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用冬服上衣 1,235着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
甲株式会社 東京都千代田区外神田3丁目8番13号
- 5 落札金額
27,396,252円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年6月30日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先 ま で</p>	<p>富 士 見 市 大 字 上 南 畑 字 橋 下 川 袋 二 七 三 四 番 二 地 先 か ら 同 市 大 字 上 南 畑 字 橋 下 川 袋 二 七 三 三 番 地</p>	<p>区 間</p>
<p>一 一 ・ 〇 一 〇</p> <p>一 六 ・ 六 〇</p>	<p>九 ・ 五 一 〇</p> <p>一 五 ・ 一 〇</p>	<p>敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)</p>
<p>三 〇 ・ 五 〇</p>		<p>延 長 (メ ー ト ル)</p>
<p>る。 歩 道 整 備 事 業 に よ</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 日高川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
一地先まで	比企郡川島町大字吹塚字向田 七三二番七〇地先から	区 間
一一・一二 二〇・四〇	九・一〇 二〇・四〇	敷地の幅員 (メートル)
一、一五二・〇〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

路 線 名	日高川島線
供用開始の区間	比企郡川島町大字吹塚字向田七 三二番七〇地先から 同郡同町大字吹塚字東町二番一 地先まで
供用開始の期日	平成二十七年十月九日
備 考	平成二十七年十月九日付け 埼玉県東松山県土整備事務 所長告示第十号における道 路区域の供用開始である。 延長一、一五二・〇〇メー トル。

告 示

埼玉県病院事業告示第六十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 160,300リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

(2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2

(3)埼玉県立がんセンター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 780 番地

(4)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

3 落札者を決定した日

平成 27 年 9 月 25 日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社ニューオイル

埼玉県志木市本町一丁目 6 番 15 号

5 落札金額

53.67 円 (1 リットル当たり単価)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 27 年 8 月 28 日

告 示

埼玉県病院事業告示第六十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入案件名及び数量

小児医療センター新病院ネットワークシステム 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

3 落札者を決定した日

平成 27 年 8 月 20 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日本電気 関東甲信越支社

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 10 番 17 号

5 落札金額

172,800,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 27 年 7 月 3 日

告 示

埼玉県病院事業告示第六十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入案件名及び数量

小児医療センター新病院患者自動呼出受信機整備業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

3 落札者を決定した日

平成 27 年 8 月 20 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日本電気 関東甲信越支社

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 10 番 17 号

5 落札金額

93,960,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 27 年 7 月 3 日

告 示

埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年十月九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 日時

平成二十七年十月十六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 公文書開示決定処分に係る異議申立て事案の決定について
- ロ 公文書不開示決定処分に係る異議申立て事案の決定について
- ハ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十七年十月九日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成26年度・平成27年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 189機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エコタウン課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢福祉課、地域包括ケア課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、勤労者福祉課、就業支援課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課、小児医療センター建設課
下水道局	下水道管理課
行政委員会	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務

等の事務局	局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、魅力ある高校づくり課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、子ども女性安全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(3) 監査実施日

平成27年4月20日～平成27年8月6日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	保健医療政策課	<p>平成 26 年度の産業廃棄物等の収集・運搬及び処理業務委託契約について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成 26 年度の「旧衛生研究所跡地に係る産業廃棄物等の収集・運搬業務委託」(10,825,920 円)及び「旧衛生研究所深谷支所跡地に係る産業廃棄物等の収集・運搬業務委託」(1,998,000 円)の一般競争入札について、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者としなかった。</p> <p>2 「旧衛生研究所跡地に係る産業廃棄物の処分業務委託」及び「旧衛生研究所深谷支所跡地に係る産業廃棄物の処分業務委託」を、入札又は見積合わせを行わず、一者随意契約した。</p>

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企業局	総務課	<p>平成 26 年度の支出事務等について、次のとおり不適切な処理が行われていた。</p> <p>1 会議室借上げに係る賃借料 7 件について、契約による支払期限内、又は「請求された日から 15 日以内」に支払わなければならないところ、事務処理の放置や私費による支払の結果、当該期限からいずれも 3 か月から 9 か月支払が遅延した。</p> <p>2 外国において支払をする経費の資金前渡 2 件に係る前渡資金精算書を帰庁後 5 日までに作成しなければならないところ、それぞれ 27 日後及び 43 日後に作成し、また精算による残金を直ちに戻入しなければならないところ戻入せず、精算事務が遅延した。</p>

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十七年十月九日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	宮 崎 栄 治 郎
埼玉県監査委員	小 林 哲 也

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	飯能高等学校	平成 27 年 7 月 3 日 (第 2710 号)	<p>平成 25 年度の「産業廃棄物（廃プラスチック）処理（収集運搬及び処分）委託」（220,500 円）について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 産業廃棄物処理の委託においては、収集運搬業者と処分業者のそれぞれと書面による契約が必要であるが、法令に違反し収集運搬業者のみと処分を含めて委託契約を締結し、当該収集運搬業者が処分を再委託していた。</p> <p>2 上記 1 を是正するため、契約を一旦解除したが、収集運搬業者から処分業者へ再委託できないにもかかわらず、書面での承諾手続を経れば再委託が可能であるとして、再度当該収集運搬業者と契約を締結し、処分業務を再委託していた。</p>	<p>再発防止のため、財務課が実施した研修に事務部長及び担当者が参加し、また、環境部が実施した講習会に参加するなど、廃棄物処理法に対する知識を深め、適正な財務事務の徹底を図っている。さらに、職場研修を通じて監査結果と研修内容を財務事務担当職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について徹底を図った。</p> <p>平成 27 年度の産業廃棄物処理委託契約に当たっては、関係団体の加盟者一覧から、許可業種を確認したうえで見積依頼を行った。また、見積書の提出に合わせて、収集運搬に係る許可証（写）、及び処分に係る許可証（写）の提出を遵守させ、事務部長及び担当者による確認を徹底したうえで契約を締結した。</p>

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
保健医療部	草加保健所	平成 27 年 7 月 3 日 (第 2710 号)	<p>平成 25 年 8 月に締結した「エアコン交換修繕」（997,500 円）について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取し、そのまま正規の見積書として契約を締結していたことは、不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、役付会議で監査結果を報告するとともに、財務事務の適正な執行について、全職員に周知・徹底した。</p> <p>また、出納総務課主催の財務研修に参加し、財務に関する基本的知識の再習得及び財務規則等関係法令の再確認を行った。研修には決裁ラインの職員も参加し、複数職員によるチェック体制の強化を図った。</p>

農林部	農林総合研究センター 茶業研究所	平成27年7月3日 (第2710号)	<p>平成25年度の「産業廃棄物収集・運搬委託」(42,000円)及び「産業廃棄物処理委託」(63,000円)について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 契約に当たっては、契約相手方それぞれから見積書を徴さなければならないが、収集運搬業者からのみ徴し、処分業者から徴していなかった。</p> <p>2 両契約とも検査調書を作成する必要があるにもかかわらず、作成していなかった。</p>	<p>再発防止のため、所内会議を通じて監査結果を職員に周知するとともに、担当職員を財務研修に参加させ、契約事務における注意点について再確認を行った。</p> <p>また、産業廃棄物処理委託契約に係るチェックリストを作成し、複数職員による確認を徹底することとした。</p>
教育局	誠和福祉高等学校	平成27年7月3日 (第2710号)	<p>平成25年度のデジタルカメラ等(117,330円)、ノートパソコン等(112,350円)の調達において、近接した期日に、同一業者に3回ないし4回に分割して、それぞれ購入していた。分割せずに購入していれば、金額合計が10万円を超えているにもかかわらず、その都度、同一業者1者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、随意契約の発注チェックシートを活用することにより、複数の職員による確認を行うなどチェック体制の強化を図った。</p> <p>さらに、職員会議を通じて監査結果を全教職員に周知するとともに、計画的かつ効率的な予算執行について周知徹底した。</p>
教育局	行田特別支援学校	平成27年7月3日 (第2710号)	<p>平成26年度の「LPガスの単価契約」について、執行予定価格が50万円を超えているにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは、不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(契約編)」を活用するとともに、「契約書作成案件チェックシート」を作成し、複数の職員による確認を徹底するなどチェック機能を強化した。</p> <p>また、職場会議を通じて監査結果を財務事務担当職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について徹底を図った。</p>

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十七年十月九日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

団体別の措置状況

監査対象団体 (所管部局)	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
<p>公益財団法人 埼玉県消防協会 (危機管理防災部)</p>	<p>平成 27 年 7 月 3 日 (第2710号)</p>	<p>【注意事項】 平成 25 年度決算において損益計算を示す「正味財産増減計算書内訳表」の次の点が不適切であり、適正な出納事務処理がなされていなかった。</p> <p>1 公益目的事業の財源となる事業運営積立預金の運用益 13,363 円は、「正味財産増減計算書内訳表」において、「公益目的事業」に計上されるべきであるが、協会の運営経費に充てる「法人会計」に計上されていた。</p> <p>2 「正味財産増減計算書内訳表」の「公益目的事業」及び「収益事業等」の一般正味財産の期首残高が、決算処理手続の錯誤により平成 24 年度の期末残高と一致していなかった。</p>	<p>公益財団法人埼玉県消防協会に対し、決算書の修正手続及び再発防止のための事務手続の見直し等を指導した。</p> <p>その結果、公益財団法人埼玉県消防協会から次のとおり報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決算書の誤りについて、定款に則り、理事会及び評議員会の承認を得た上で訂正した。 ・ 事務を委託している税理士法人に対し、誤りに対する経緯について報告させ、再発防止策を確認した。 ・ 契約している税理士法人と調整し、「決算・財務諸表等に関するチェックシート」を作成し、当該シートを用いた複数の職員による二重チェック体制を執るようにした。

雑 報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十七年十月九日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

平成27年7月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
混合有機質肥料	株式会社コバヤシユニオン	グリーンKB-S	主成分-TN、TP、TK、As、Cd				
		グリーンKB-M	主成分-TN、TP、TK、As、Cd				
		KB-SP	主成分-TN、TP、TK、As、Cd				
混合有機質肥料	日清ガーデンメイト株式会社	日清有機入りNo. 3	主成分-TN、TP、TK、As、Cd				
乾燥菌体肥料	朝日工業株式会社	乾燥菌体肥料2号	主成分-TN、TP、TK、Cd				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、As-ひ素全量、Cd-カドミウム全量

雑 報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十七年十月九日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

平成27年7月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検 査 の 結 果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
たい肥	朝日工業株式会社	レオグリーン特I号	2.46	2.53	1.86	20	150	0.05	9.9	29.53		
		フミカルアップ	1.71	1.92	1.77	10	115	0.07	13.4	9.76		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
第五十六条第七項の規定により、平成二十七年七月に収去した飼料等の試験結果の
概要を次のとおり公表する。

平成二十七年十月九日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	肉豚肥育用配合飼料	マルサン肉用豚大麦ミートン配合飼料	27.6	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		子豚育成用配合飼料	マルサン子豚用AP配合飼料	27.6	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		魚粉	65%フィッシュミール	27.6	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		単体飼料	とうもろこし	27.6	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
株式会社藤沢商事 第四工場 埼玉県熊谷市	同左	魚粉	鶏用ふりかけ煮干し	27.7	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無
		単体飼料	鶏用ふりかけきゃべつ	27.7	重金属－カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	違反の有無及び違反の内容
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	マルサン肉用豚大麦ミートン配合飼料	27.6	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
		マルサン子豚用AP配合飼料	27.6	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
		65%フィッシュミール	27.6	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
		とうもろこし	27.6	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
株式会社藤沢商事 第四工場 埼玉県熊谷市	同左	鶏用ふりかけ煮干し	27.7	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
		鶏用ふりかけきゃべつ	27.7	栄養成分等－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあつては、個別検査項目別に上段に表示分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示分量に対して過不足があつた場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。